

年度中 

{	年	月	日から
	年	月	日まで

 中間連結業務報告書

年 月 日

金融庁長官 殿

住 所  
会 社 名  
代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び  
び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 中間事業概況書

- 1 事業の概要
- 2 子会社等の状況

第2 中間連結財務諸表

- 1 中間連結財務諸表の作成方針
- 2 中間連結貸借対照表
- 3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書
- 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書
- 5 中間連結株主資本等変動計算書
- 6 中間連結基金等変動計算書

第3 保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

(記載上の注意)

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。法第4条第1項の免許申請書又は法第127条第1項第8号の規定及び第85条第1項第2号若しくは第2号の2の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
- 2 保険会社及び子会社等（保険業法（以下「法」という。）第110条第2項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の事業の内容を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる事項を細分し、又は新たに項目を設けて記載すること。
- 3 この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」及び「第2の6 中間連結基金等変動計算書」に注記すべき事項は、「第2の6 中間連結基金等変動計算書」の次に一括して記載することができる。
- 4 上場会社等（金融商品取引法第24条の5第1項の表第2号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険会社を除く。）にあつては、この様式中、「第2の2 中間連結貸借対照表」、「第2の3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」、「第2の4 中間連結キャッシュ・フロー計算書」、「第2の5 中間連結株主資本等変動計算書」、

「第2の6 中間連結基金等変動計算書」については、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準じて作成すること。

## 第1

年度中  $\left( \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right)$  中間事業概況書

### 1 事業の概要

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

### 2 子会社等の状況

#### (1) 子会社等数の増減

	前 期 末	当中間連結会計期間末	増 減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関 連 法 人 等			
合 計			

(記載上の注意)

1 「子会社」とは法第2条第12項に規定する子会社を、「子法人等」とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものを、「関連法人等」とは同条第4項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。

2 子会社等に該当するものはすべて記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。(2)において同じ。

#### (2) 子会社等の概況

会社名	主たる営業所又は事務所の所在地	認可又は届出年月日等	資本金又は出資	事業の内容	その他
			百万円		

(記載上の注意)

1 保険持株会社を親会社とする保険会社は、記載を要しない。

2 「認可又は届出年月日等」は、法第106条第1項各号に掲げる会社にあつては、同条第4項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定に基づく金融庁長官の認可年月日又は法第127条第1項第2号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日を記載すること。また、子法人等及び関連法人等にあつては、保険業法施行規則(以下「規則」という。)第85条第1項第9号の規定に基づく金融庁長官への届出年月日又は設立年月日を記載すること。

3 前期末に別紙様式第7号の3を作成して提出した保険会社にあつては、上記の項目について、当中間連結会計期間中に異動があつた子会社等のみを記載することができる。この場合には、異動事項、異動事由その他参考となるべき事項を「その他」欄に記載すること。

## 第2 中間連結財務諸表

### 1 中間連結財務諸表の作成方針

(記載上の注意)

保険会社及びその子会社等について作成する中間連結財務諸表に関する次の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の当中間連結会計期間の末日等に関する事項

特例企業会計基準等適用法人等にあつては、採用する企業会計の基準を明記した上で、当該企業会計の基準により、中間連結財務諸表の作成方針として記載すべき事項を記載することができる。この場合において、この様式中の中間連結財務諸表（注記を含む。）に記載すべき事項の記載は、当該企業会計の基準により記載すれば足りる。

2 中間連結貸借対照表

年度中（            年            月            日現在）中間貸借対照表

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		契 約 者 配 当 準 備 金	
買 入 金 銭 債 権		代 理 店 借	
特 定 取 引 資 産		再 保 險 借	
商 品 有 価 証 券		特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託		短 期 社 債	
有 価 証 券		社 債	
貸 付 金		新 株 予 約 権 付 社 債	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
無 形 固 定 資 産		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
代 理 店 貸		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
再 保 險 貸		価 格 変 動 準 備 金	
そ の 他 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		繰 延 税 金 負 債	
繰 延 税 金 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾	
支 払 承 諾 見 返		負 債 の 部 合 計	
貸 倒 引 当 金	△	( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	△
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	
		在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金	
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	

		株 式 引 受 権 新 株 予 約 権 非 支 配 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計	
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 及 び 預 貯 金		保 険 契 約 準 備 金	
コ ー ル ロ ー ン		支 払 備 金	
買 現 先 勘 定		責 任 準 備 金 等	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		特 定 取 引 負 債	
買 入 金 銭 債 権		短 期 社 債	
特 定 取 引 資 産		社 債	
商 品 有 価 証 券		新 株 予 約 権 付 社 債	
金 銭 の 信 託		そ の 他 負 債	
有 価 証 券		退 職 給 付 に 係 る 負 債	
貸 付 金		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		価 格 変 動 準 備 金	
無 形 固 定 資 産		金 融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	
そ の 他 資 産		繰 延 税 金 負 債	
退 職 給 付 に 係 る 資 産		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	
繰 延 税 金 資 産		支 払 承 諾	
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産		負 債 の 部 合 計	
支 払 承 諾 見 返		( 純 資 産 の 部 )	
貸 倒 引 当 金	△	資 本 金	
		新 株 式 申 込 証 拠 金	
		資 本 剰 余 金	
		利 益 剰 余 金	
		自 己 株 式	
		自 己 株 式 申 込 証 拠 金	
		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	
		土 地 再 評 価 差 額 金	
		為 替 換 算 調 整 勘 定	
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	
		在 外 子 会 社 等 に 係 る 保 険 契 約 準 備 金 評 価 差 額 金	
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
		株 式 引 受 権	
		新 株 予 約 権	
		非 支 配 株 主 持 分	
		純 資 産 の 部 合 計	△
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、そ

の関連が明らかになるように記載すること。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
  - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
  - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ② 金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - ③ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
  - ④ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
  - ⑤ 有形固定資産の減価償却の方法
  - ⑥ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - ⑦ 貸倒引当金の計上方法
  - ⑧ 退職給付に係る会計処理の方法
  - ⑨ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
  - ⑩ ヘッジ会計の方法
  - ⑪ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）
  - ⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
  - ⑬ 子会社等が採用した会計方針のうち保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）
- (4) 金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項（重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。）
- (6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれの定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ）による。
- (7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

- (8) 法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額
  - (9) 法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額がある場合は、その額
  - (10) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
  - (11) 生命保険会社にあつては、契約者配当準備金の増減異動及び契約者配当金の支払額
  - (12) 関係会社（会社計算規則第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）の株式又は出資金の総額
  - (13) 法第91条の規定による組織変更剰余金額又は法第164条第4項若しくは法第165条第7項において準用する法第91条の規定による合併剰余金額
  - (14) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
  - (15) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
    - ① 1株当たりの純資産額（銭単位）
    - ② 株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
  - (16) 保険会社の中間会計期間の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の当中間連結会計期間が属する連結会計年度（当中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該保険会社の中間会計期間の末日と異なる日をその中間会計期間の末日とする子会社等については、当該子会社等の中間会計期間の末日後に発生した場合における当該事象とする。）
  - (17) ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表等規則第212条及び第213条の規定に準じて記載すること。）
  - (18) 企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条の規定に準じて記載すること。）
  - (19) 事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第217条、第218条及び第221条の規定に準じて記載すること。）
  - (20) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額
  - (21) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債につい

て記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。

- 4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」として記載すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3) (生命保険相互会社及びその子会社等)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コールローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		代理店借	
特定取引資産		再保険借	
商品有価証券		特定取引負債	
金銭の信託		短期社債	
有価証券		社債	
貸付金		その他負債	
有形固定資産		退職給付に係る負債	
無形固定資産		役員退職慰労引当金	
代理店貸		価格変動準備金	
再保険貸		金融商品取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
退職給付に係る資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		( 純 資 産 の 部 )	
貸倒引当金	△	基金	
		基金申込証拠金	
		基金償却積立金	
		再評価積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		連結剰余金	
		基金等合計	

		その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整累計額 在外子会社等に係る保険契 約準備金評価差額金 その他の包括利益累計額合計 非支配株主持分 純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(4) (損害保険相互会社及びその子会社等) (単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金		保険契約準備金	
コーポレートローン		支払準備金	
買現先勘定		責任準備金等	
債券貸借取引支払保証金		社員配当準備金	
買入金銭債権		特定取引負債	
特定取引資産		短期社債	
商品有価証券		社債	
金銭の信託		その他負債	
有価証券		退職給付に係る負債	
貸付金		役員退職慰労引当金	
有形固定資産		価格変動準備金	
無形固定資産		金融商品取引責任準備金	
その他資産		繰延税金負債	
退職給付に係る資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		支払承諾	
再評価に係る繰延税金資産		負債の部合計	
支払承諾見返		(純資産の部)	
貸倒引当金	△	基金	
		基金申込証拠金	
		基金償却積立金	
		再評価積立金	
		基金償却積立金減少差益	
		連結剰余金	
		基金等合計	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		在外子会社等に係る保険契	
		約準備金評価差額金	
		その他の包括利益累計額合計	
		非支配株主持分	
		純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の(3)により、損害保険相互会社にあつては上記の(4)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項
    - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
    - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
    - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
    - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別
  - (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
    - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
    - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
    - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
    - ⑤ 貸倒引当金の計上方法
    - ⑥ 退職給付に係る会計処理の方法
    - ⑦ ヘッジ会計の方法
    - ⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
    - ⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
    - ⑩ 価格変動準備金及び金融商品取引責任準備金の計上方法
    - ⑪ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
    - ⑫ その他採用した重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
    - ⑬ 子会社等が採用した会計方針のうち保険会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
  - (3) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(連結財務諸表規則第199条から第204条までの規定に準じて記載すること。ただし、当中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表のみを表示している場合には、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る事項並びに1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)
  - (4) 金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
  - (5) 賃貸等不動産の時価に関する事項(重要性の乏しいものを除く。当中間連結会計期間の直前の連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められない場合には、その旨を記載することで足りる。また、賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、記載することを要しない。)
  - (6) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額並びにこれらの合計額。なお、それぞれ

の定義は、規則第59条の2第1項第5号ロ（「債権」の定義にあつては、規則第59条の3第1項第3号ロ）による。

(7) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該中間連結会計期間及び当該中間連結会計期間の末日後のリースの金額を理解するための情報

保険会社及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、保険会社及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である保険会社及びその子会社等が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

(8) 法第118条第1項に規定する特別勘定の資産及び負債の額

(9) 法第113条前段の規定により資産の部に計上した金額があるときは、その金額

(10) 手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(11) 生命保険会社に係る社員配当準備金の増減異動及び社員配当金の支払額

(12) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

(13) 保険会社の中間会計期間の末日後、連結会社及び持分法が適用される非連結の子会社等の当中間連結会計期間が属する連結会計年度（当中間連結会計期間を除く。）以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象（ただし、当該保険会社の中間連結会計期間の末日と異なる日をその中間会計期間の末日とする子会社等については、当該子会社等の中間会計期間の末日後に発生した場合における当該事象とする。）

(14) ストック・オプションに関する事項（連結財務諸表規則第212条及び第213条の規定に準じて記載すること。）

(15) 企業結合に関する事項（連結財務諸表規則第214条から第216条まで、第219条、第220条、第222条、第253条及び第280条の規定に準じて記載すること。）

(16) 事業分離に関する事項（連結財務諸表規則第217条、第218条及び第221条の規定に準じて記載すること。）

(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

(18) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項

3 特定取引資産及び特定取引負債は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券への計数の記載は行わない。

4 損害保険会社又はその子会社等である損害保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該損害保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産を他の資産と区分して経理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保険評価差額金」と

して記載すること。

- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一の種類資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載することとし、「リース債権」、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、又は注記すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

3 中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中  $\left( \begin{array}{ccc} \text{年} & \text{月} & \text{日から} \\ \text{年} & \text{月} & \text{日まで} \end{array} \right)$  中間連結損益計算書及び  
 中間連結包括利益計算書

(記載上の注意)

「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

(1) (生命保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 險 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 (うち利息及び配当金等収入) (うち特定取引収益) (うち商品有価証券運用益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち特別勘定資産運用益) そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 險 金 等 支 払 金 (うち保険金) (うち年金) (うち給付金) (うち解約返戻金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金繰入額) (うち契約者配当金積立利息繰入額) 資 産 運 用 費 用 (うち支払利息) (うち特定取引費用)	

(うち商品有価証券運用損) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事業費用 その他の経常費用	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失) 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純利益(又は中間純損失) 非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失) 親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)	

(2) (損害保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益 保 險 引 受 収 益 (うち正味収入保険料) (うち収入積立保険料) (うち積立保険料等運用益) 資 産 運 用 収 益 (うち利息及び配当金収入) (うち特定取引収益) (うち商品有価証券運用益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち積立保険料等運用益振替) そ の 他 経 常 収 益	
経常費用 保 險 引 受 費 用 (うち正味支払保険金) (うち損害調査費) (うち諸手数料及び集金費) (うち満期返戻金) (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金等繰入額) 資 産 運 用 費 用 (うち特定取引費用)	

(うち商品有価証券運用損)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
営業費及び一般管理費	
その他経常費用	
(うち支払利息)	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	
法人税及び住民税等	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益(又は中間純損失)	
非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失)	

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(1)により、損害保険株式会社にあつては上記の(2)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
  - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
  - (2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
    - ① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
    - ② 収益を理解するための基礎となる情報
    - ③ 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
      - ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
      - ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
  - (3) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項
    - ① 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)
    - ② 株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社

株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨

(4) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。

4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(3) (保険株式会社及びその子会社等—中間連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
中間純利益（又は中間純損失）	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	
持分法適用会社に対する持分相当額	
中間包括利益	
親会社株主に係る中間包括利益	
非支配株主に係る中間包括利益	

(記載上の注意)

1 中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

[「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合]

(4) (生命保険株式会社及びその子会社等—中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	

資 産 運 用 収 益 (うち利息及び配当金等収入) (うち特定取引収益) (うち商品有価証券運用益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち特別勘定資産運用益) そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 険 金 等 支 払 金 (うち保険金) (うち年金) (うち給付金) (うち解約返戻金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金繰入額) (うち契約者配当金積立利息繰入額) 資 産 運 用 費 用 (うち支払利息) (うち特定取引費用) (うち商品有価証券運用損) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事 業 費 用 そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益 ( 又 は 経 常 損 失 )	
特 別 利 益	
特 別 損 失	
契 約 者 配 当 準 備 金 繰 入 額 税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益 ( 又 は 税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失 ) 法 人 税 及 び 住 民 税 等 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 合 計 中 間 純 利 益 ( 又 は 中 間 純 損 失 ) 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益 ( 又 は 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 損 失 ) 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 利 益 ( 又 は 非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 中 間 純 損 失 )	
そ の 他 の 包 括 利 益 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 繰 延 へ ッ ジ 損 益 為 替 換 算 調 整 勘 定 退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	

在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金  
 持分法適用会社に対する持分相当額  
 中間包括利益  
 親会社株主に係る中間包括利益  
 非支配株主に係る中間包括利益

(5) (損害保険株式会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益	
(うち正味収入保険料)	
(うち収入積立保険料)	
(うち積立保険料等運用益)	
資産運用収益	
(うち利息及び配当金収入)	
(うち特定取引収益)	
(うち商品有価証券運用益)	
(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)	
その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用	
(うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)	
(うち満期返戻金)	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金等繰入額)	
資産運用費用	
(うち特定取引費用)	
(うち商品有価証券運用損)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
営業費及び一般管理費用	
その他経常費用	
(うち支払利息)	
経常利益 (又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	
法人税及び住民税等	
法人税等調整額	
法人税等合計	
中間純利益 (又は中間純損失)	

親会社株主に帰属する中間純利益 (又は親会社株主に帰属する中間純損失) 非支配株主に帰属する中間純利益 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)	
その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 親会社株主に係る中間包括利益 非支配株主に係る中間包括利益	

(記載上の注意)

- 1 生命保険株式会社にあつては上記の(4)により、損害保険株式会社にあつては上記の(5)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。
  - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
  - (2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
    - ① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
    - ② 収益を理解するための基礎となる情報
    - ③ 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
      - ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
      - ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
  - (3) 1株当たり情報に関する次に掲げる事項
    - ① 1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額(銭単位)
    - ② 株式会社が当中間連結会計期間又は当中間連結会計期間の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当中間連結会計期間の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する中間純利益金額を算定している旨
  - (4) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直

前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

7 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

(6) (生命保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益 保 險 料 等 収 入 資 産 運 用 収 益 (うち利息及び配当金等収入) (うち特定取引収益) (うち商品有価証券運用益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち特別勘定資産運用益) そ の 他 経 常 収 益	
経 常 費 用 保 險 金 等 支 払 金 (うち保険金) (うち年金) (うち給付金) (うち解約返戻金) 責 任 準 備 金 等 繰 入 額 (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金繰入額) (うち社員配当金積立利息繰入額) 資 産 運 用 費 用 (うち支払利息) (うち特定取引費用) (うち商品有価証券運用損) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事 業 費 そ の 他 経 常 費 用	
経 常 利 益 (又 は 経 常 損 失)	
特 別 利 益	
特 別 損 失	

税金等調整前中間純剰余 (又は税金等調整前中間純損失) 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純剰余(又は中間純損失) 非支配株主に帰属する中間純剰余 (又は非支配株主に帰属する中間純損失) 親会社に帰属する中間純剰余 (又は親会社に帰属する中間純損失)	
--	--

(7) (損害保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保 險 引 受 収 益	
(うち正味収入保険料)	
(うち収入積立保険料)	
(うち積立保険料等運用益)	
資 産 運 用 収 益	
(うち利息及び配当金収入)	
(うち特定取引収益)	
(うち商品有価証券運用益)	
(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
(うち積立保険料等運用益振替)	
そ の 他 経 常 収 益	
経常費用	
保 險 引 受 費 用	
(うち正味支払保険金)	
(うち損害調査費)	
(うち諸手数料及び集金費)	
(うち満期返戻金)	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金繰入額)	
資 産 運 用 費 用	
(うち特定取引費用)	
(うち商品有価証券運用損)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	
(うち有価証券売却損)	
(うち有価証券評価損)	
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費	
そ の 他 経 常 費 用	
(うち支払利息)	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純剰余	

(又は税金等調整前中間純損失) 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純剰余(又は中間純損失) 非支配株主に帰属する中間純剰余 (又は非支配株主に帰属する中間純損失) 親会社に帰属する中間純剰余 (又は親会社に帰属する中間純損失)	
---	--

(記載上の注意)

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の(6)により、損害保険相互会社にあつては上記の(7)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。
  - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
  - (2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
    - ① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
    - ② 収益を理解するための基礎となる情報
    - ③ 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報
      - ①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
      - ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。
  - (3) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- (8) (保険相互会社及びその子会社等－中間連結包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
中間純剰余(又は中間純損失)	
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	
繰延ヘッジ損益	
為替換算調整勘定	
退職給付に係る調整額	
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	

持分法適用会社に対する持分相当額
中間包括利益
親会社に係る中間包括利益
非支配株主に係る中間包括利益

(記載上の注意)

- 1 中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 4 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。  
〔「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕

(9) (生命保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険料等収入	
資産運用収益	
(うち利息及び配当金等収入)	
(うち特定取引収益)	
(うち商品有価証券運用益)	
(うち金銭の信託運用益)	
(うち売買目的有価証券運用益)	
(うち有価証券売却益)	
(うち特別勘定資産運用益)	
その他の経常収益	
経常費用	
保険金等支払金	
(うち保険金)	
(うち年金)	
(うち給付金)	
(うち解約返戻金)	
責任準備金等繰入額	
(うち支払備金繰入額)	
(うち責任準備金繰入額)	
(うち社員配当金積立利息繰入額)	
資産運用費用	
(うち支払利息)	
(うち特定取引費用)	
(うち商品有価証券運用損)	
(うち金銭の信託運用損)	
(うち売買目的有価証券運用損)	

(うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) (うち特別勘定資産運用損) 事業費 その他経常費用	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純剰余 (又は税金等調整前中間純損失) 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計 中間純剰余(又は中間純損失) 親会社に帰属する中間純剰余 (又は親会社に帰属する中間純損失) 非支配株主に帰属する中間純剰余 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)	
その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 親会社に係る中間包括利益 非支配株主に係る中間包括利益	

(10) (損害保険相互会社及びその子会社等－中間連結損益及び包括利益計算書)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	
保険引受収益 (うち正味収入保険料) (うち収入積立保険料) (うち積立保険料等運用益) 資産運用収益 (うち利息及び配当金収入) (うち特定取引収益) (うち商品有価証券運用益) (うち金銭の信託運用益) (うち売買目的有価証券運用益) (うち有価証券売却益) (うち積立保険料等運用益振替) その他経常収益	
経常費用	
保険引受費用 (うち正味支払保険金) (うち損害調査費)	

(うち諸手数料及び集金費) (うち満期返戻金) (うち支払備金繰入額) (うち責任準備金繰入額) 資 産 運 用 費 用 (うち特定取引費用) (うち商品有価証券運用損) (うち金銭の信託運用損) (うち売買目的有価証券運用損) (うち有価証券売却損) (うち有価証券評価損) 営 業 費 及 び 一 般 管 理 費 そ の 他 経 常 費 用 (うち支払利息)	
経常利益(又は経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税金等調整前中間純剰余 (又は税金等調整前中間純損失) 法人税及び住民税等 法人税等合計 中間純剰余(又は中間純損失) 親会社に帰属する中間純剰余 (又は親会社に帰属する中間純損失) 非支配株主に帰属する中間純剰余 (又は非支配株主に帰属する中間純損失)	
その他の包括利益 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 為替換算調整勘定 退職給付に係る調整額 在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金 持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 親会社に係る中間包括利益 非支配株主に係る中間包括利益	

(記載上の注意)

- 1 生命保険相互会社にあつては上記の(9)により、損害保険相互会社にあつては上記の(10)により記載すること。
- 2 次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものはこの限りでない。
  - (1) 中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。
  - (2) 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
    - ① 当中間連結会計期間に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項
    - ② 収益を理解するための基礎となる情報

- ③ 当中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の末日後の収益の金額を理解するための情報①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。
- ②及び③に掲げる事項について、前連結会計年度の末日に比して重要な変動が認められない場合には、当該事項の記載を要しない。

(3) 以上のほか、保険会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、保険会社又はその子会社等が規則第53条の6の2その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。なお、特定取引勘定設置会社分については商品有価証券運用益及び商品有価証券運用損への計数の記載は行わない。
- 4 中間連結損益及び包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等の損益若しくは包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。
- 7 その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。
- 4 中間連結キャッシュ・フロー計算書

年度中  $\left[ \begin{array}{l} \text{年 月 日から} \\ \text{年 月 日まで} \end{array} \right]$  中間連結キャッシュ・フロー計算書

(生命保険株式会社及びその子会社等一直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額 (△は増加) 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入	



支払利息 有形固定資産関係損益（△は益） 特定取引資産の増減額（△は増加） 特定取引負債の増減額（△は減少） その他 <p style="text-align: center;">小 計</p> 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 契約者配当金等の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <p style="text-align: center;">資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計）</p> 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	( )
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	

（損害保険株式会社及びその子会社等一直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
<p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>保険料の収入</p> <p>積立保険料の収入</p> <p>保険金の支出</p> <p>損害調査費の支出</p> <p>諸手数料及び集金費の支出</p> <p>満期返戻金の支出</p> <p>契約者配当金の支出</p> <p>特定取引による収入</p> <p>特定取引による支出</p> <p>営業費及び一般管理費の支出</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額</p> <p>利息の支払額</p> <p>その他</p> <p>法人税等の支払額</p> <p>営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増減額（△は増加）</p> <p>買入金銭債権の取得による支出</p> <p>買入金銭債権の売却・償還による収入</p> <p>金銭の信託の増加による支出</p> <p>金銭の信託の減少による収入</p> <p>有価証券の取得による支出</p> <p>有価証券の売却・償還による収入</p> <p>貸付けによる支出</p> <p>貸付金の回収による収入</p> <p>その他</p> <p style="text-align: center;">資産運用活動計</p> <p style="text-align: center;">（営業活動及び資産運用活動計）</p> <p>有形固定資産の取得による支出</p> <p>有形固定資産の売却による収入</p> <p>連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出</p> <p>連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等株式の売却による収入</p> <p>その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	( )
<p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入</p> <p>借入金の返済による支出</p> <p>社債の発行による収入</p> <p>社債の償還による支出</p> <p>株式の発行による収入</p> <p>自己株式の取得による支出</p> <p>配当金の支払額</p> <p>その他</p>	

財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	

(損害保険株式会社及びその子会社等一間接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
のれん償却額	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金等の増減額（△は減少）	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
利息及び配当金収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
有形固定資産関係損益（△は益）	
特定取引資産の増減額（△は増加）	
特定取引負債の増減額（△は減少）	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
その他	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
預貯金の純増減額（△は増加）	
買入金銭債権の取得による支出	
買入金銭債権の売却・償還による収入	
金銭の信託の増加による支出	
金銭の信託の減少による収入	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却・償還による収入	
貸付けによる支出	
貸付金の回収による収入	
その他	
資産運用活動計	
(営業活動及び資産運用活動計)	( )
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出	

連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	

（生命保険相互会社及びその子会社等－直接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料等収入 保険金支払による支出 年金支払による支出 給付金支払による支出 解約返戻金支払による支出 事業費の支出 その他 小 計 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計）	

（ ）

有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	

（生命保険相互会社及びその子会社等－間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純剰余（△は損失）	
減価償却費	
減損損失	
のれん償却額	
支払備金の増減額（△は減少）	
責任準備金の増減額（△は減少）	
社員配当準備金積立利息繰入額	
貸倒引当金の増減額（△は減少）	
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	
価格変動準備金の増減額（△は減少）	
金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少）	
利息及び配当金等収入	
有価証券関係損益（△は益）	
支払利息	
有形固定資産関係損益（△は益）	
特定取引資産の増減額（△は増加）	
特定取引負債の増減額（△は減少）	
その他	
小 計	
利息及び配当金等の受取額	
利息の支払額	
社員配当金の支払額	
その他	

法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計） 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	( )
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	

(損害保険相互会社及びその子会社等－直接法により表示する場合)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 保険料の収入 積立保険料の収入 保険金の支出 損害調査費の支出 諸手数料及び集金費の支出 満期返戻金の支出 特定取引による収入 特定取引による支出	

営業費及び一般管理費の支出 その他 <p style="text-align: center;">小 計</p> 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー 預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他 <p style="text-align: center;">資産運用活動計 （営業活動及び資産運用活動計）</p> 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他 投資活動によるキャッシュ・フロー	( )
財務活動によるキャッシュ・フロー 借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出 基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	

（損害保険相互会社及びその子会社等一間接法により表示する場合）

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純剰余（△は損失）	

<p>減価償却費 減損損失 のれん償却額 支払備金の増減額（△は減少） 責任準備金等の増減額（△は減少） 貸倒引当金の増減額（△は減少） 退職給付に係る負債の増減額（△は減少） 価格変動準備金の増減額（△は減少） 金融商品取引責任準備金の増減額（△は減少） 利息及び配当金収入 有価証券関係損益（△は益） 支払利息 有形固定資産関係損益（△は益） 特定取引資産の増減額（△は増加） 特定取引負債の増減額（△は減少） その他</p> <p style="text-align: center;">小 計</p> <p>利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 社員配当金の支払額 その他 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー</p>	
<p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>預貯金の純増減額（△は増加） 買入金銭債権の取得による支出 買入金銭債権の売却・償還による収入 金銭の信託の増加による支出 金銭の信託の減少による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・償還による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 その他</p> <p style="text-align: center;">資産運用活動計 (営業活動及び資産運用活動計)</p> <p>有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の取得による支出 連結の範囲の変更を伴う子会社及び子法人等の株式の売却による収入 その他</p> <p>投資活動によるキャッシュ・フロー</p>	( )
<p>財務活動によるキャッシュ・フロー</p> <p>借入れによる収入 借入金の返済による支出 社債の発行による収入 社債の償還による支出</p>	

基金の募集による収入 基金の償却による支出 基金利息の支払額 その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物期首残高	
現金及び現金同等物中間連結会計期間末残高	

（記載上の注意）

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は保険会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。また、金額の重要性が乏しい科目については、「その他」として一括して記載することができる。



株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動額合計	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残高	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 株主資本以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 連結財務諸表規則第303条から第306条までの規定に従い注記すること。
- 7 遡及適用（連結財務諸表規則第2条第43号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。））、修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。



⋮ ⋮															××
基金等以外の 項目の当中間 期変動額(純 額)						××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期変動 額合計	××	××	—	—	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当中間期末残 高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××

(記載上の注意)

- 1 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 2 変動事由及び金額の記載は、概ね、中間連結貸借対照表における記載の順序によること。
- 3 基金等以外の項目について、中間連結会計期間中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。
- 4 その他の包括利益累計額は、科目ごとの記載に代えて合計額を、当連結会計年度期首残高、中間連結会計期間中の変動額及び中間連結会計期間末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5 その他の包括利益累計額及び純資産の各合計欄の記載は、省略することができる。
- 6 遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間連結会計期間の前連結会計年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第3

年度中（        年        月        日現在）保険金等の支払能力の充実の状況に関する書面

1 適格資本合計額

適格資本合計額(A)		百万円
------------	--	-----

(記載上の注意)

法第130条第1号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

2 所要資本合計額

所要資本合計額(B)		百万円
------------	--	-----

(記載上の注意)

法第130条第2号に掲げる額（保険会社及びその子会社等に係るものに限る。）をいう。

3 保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率

(A) / (B)		%
-----------	--	---

(記載上の注意)

保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率は、小数点第2位以下を切り捨て小数点第1位までを記載すること。